

島根労働局発表  
平成24年12月27日

担当	島根労働局雇用均等室 室長 井上礼子 地方機会均等指導官 永見貴子
	TEL 0852-31-1161



## 子育てサポート企業を認定しました －次世代法に基づく認定－

次世代法に基づく  
認定マーク「くるみん」

島根労働局（局長 佐藤弘実）は、次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく基準適合事業主として、次の企業を新たに認定しました。

国立大学法人島根大学

国立大学法人島根大学は、県内初めての教育・学習支援業の認定事業主です。これにより、島根県内の認定企業は6社となりました。

平成25年1月15日（火）10時00分から、島根労働局局長室（〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階）にて、認定通知書の交付を行います。

平成17年4月に施行された次世代法では、従業員が仕事と子育てを両立させることができるような雇用環境の整備などを行い、一定の要件を満たす場合、事業主は都道府県労働局長に申請し、「子育てサポート企業」として認定を受けることとなっています。

認定を受けた事業主は、次世代認定マーク「くるみん」を広告や商品、求人広告などに表示することができ、これにより「次世代育成支援対策に取り組んでいる企業」であることをアピールできます。

## 【国立大学法人島根大学の取組内容】

- 1 行動計画期間 平成22年10月1日～平成24年9月30日
- 2 行動計画の概要
- 目標1 仕事と家庭の両立支援制度を活用しやすい環境整備
  - 目標2 ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの実施
  - 目標3 時間外労働の縮減の取組
  - 目標4 年次有給休暇の取得促進

### 3 認定基準の主な達成状況

- 仕事と家庭の両立支援制度の内容や手続きに関する一覧表を作成し、隨時確認できるようにホームページ上に公開、出産・子育てに関する相談・情報窓口を設置。
- 男性の育児休業の取得促進のため、体験談を取りまとめた冊子を作成・配布。計画期間中に男性労働者2名が育児休業を取得。
- 全労働者を対象に、ワーク・ライフ・バランスに関する講演会を実施。
- 時間外労働の縮減に向けた、定時退勤週間の設定や業務の簡素化・合理化の推進。
- 年次有給休暇の取得促進に向けた計画表の作成や、ゴールデンウィークや夏季一斉休業などを利用した長期休暇の取得促進。

## 【参考】

### 《次世代法に基づく認定制度とは》

次世代法に基づき、事業主は、労働者が仕事と子育てを両立させることができるよう雇用環境の整備や、地域の子育て支援等を実施するための「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局長に届け出ることとされています（労働者100人以下の事業主は努力義務）。策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したことなど一定の要件を満たす場合には、申請により都道府県労働局長の認定を受けることができます。認定を受けた事業主は、認定マーク（愛称「くるみん」）を広告、商品などに表示することができ、認定を受けた企業であることを対外的にアピールすることで、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待できます。

### 《次世代法に基づく認定企業一覧(島根労働局管内)》

株式会社長岡塗装店（松江市）	平成19、21、23年（3回認定）
社会医療法人仁寿会（邑智郡川本町）	平成21年認定
松江土建株式会社（松江市）	平成23年認定
株式会社テクノプロジェクト（松江市）	平成24年認定
株式会社山陰合同銀行（松江市）	平成24年認定

添付資料 一般事業主行動計画を策定し、くるみんマーク認定を目指しましょう!!! [添付略]